

議第55号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上
鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部
地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように制定す
る。

平成23年 2月22日提出

京都市長 門 川 大 作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上
鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部
地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第1条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥
羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条～第25条」を「第22条～第
26条」に、「第26条～第30条」を「第27条～第31条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開に
よる抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲
げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国，地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を
締結するとき。
- (2) 入札に付し，入札者が1人であるとき，又は入札者若しくは落札者
がないとき。

- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第30条を第31条とし、第26条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章中第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第6章中第20条の次に次の1条を加える。

(入札及び抽選の方法等)

第21条 入札及び抽選の方法その他保留地の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札(以下「入札」という。)又は公開による抽選(以下「抽選」という。)によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し、入札者が1人であるとき、又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第24条(見出しを含む。)中「公開による」を「入札及び」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第

四地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国，地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し，入札者が1人であるとき，又は入札者若しくは落札者がいないとき。
- (3) 抽選に付し，申込者が1人であるとき，又は申込者がいないとき。
- (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
- (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。

第24条（見出しを含む。）中「公開による」を「入札及び」に改める。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改める。

保留地の処分は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公開による抽選（以下「抽選」という。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 国，地方公共団体又は公益法人若しくはこれに類する団体と契約を締結するとき。
- (2) 入札に付し，入札者が1人であるとき，又は入札者若しくは落札者がいないとき。

- (3) 抽選に付し、申込者が1人であるとき、又は申込者がないとき。
 - (4) 落札者又は当選者が契約を締結しないとき。
 - (5) その他市長が入札及び抽選によることが不適當であると認めるとき。
- 第25条（見出しを含む。）中「公開による」を「入札及び」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

保留地を一般競争入札の方法により処分することができることとする必要があるので提案する。